

Ⅲ サービスの質の確保・向上

1 ケアマネジメントの体系的見直し

ケアマネジメントについては、公平・公正の確保、包括的・継続的マネジメント強化の観点から以下の点について見直しを行う。

- ① 在宅と施設、医療と介護の連携の評価
- ② ケアマネジャー1人当たりの標準担当件数の見直し
- ③ ケアマネジャーの独立性の重視

また、ケアマネジャーについて、専門性の確立と責任・権限の明確化の観点から、研修の強化や資格の「更新制の導入」を行う。

2 「地域包括支援センター(仮称)」の整備

地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として、次のような基本的な機能を持つ「地域包括支援センター(仮称)」を整備する。

- ① 「総合的な相談窓口機能」
- ② 「介護予防マネジメント」
- ③ 「包括的・継続的マネジメント」

3 「情報開示」の徹底と「事後規制ルール」の確立

利用者によるサービス選択を実効あるものとするため、全ての事業者を対象として「情報開示の徹底」を図ることとし、そのための開示情報の標準化と第三者による確認の仕組みを導入する。

また、実効ある事後規制ルールを確立する観点から、事業者の「指定更新制」の導入や、欠格事由の見直しなどを行う。

4 専門性を重視した人材育成と資質の確保

介護に携わる職種について「専門性の確立」を重視する観点から資格要件や研修の見直しを行う。特に痴呆ケアについて研修等の強化を図る。

また、介護職員について、将来的には「介護福祉士」を基本とする方向で研修等の体系的な見直しを行うとともに、施設長・管理者について研修等の強化を図る。